

厚生労働省発医政 0531 第 3 号
平成 23 年 5 月 31 日

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

} 知 事 殿

厚生労働事務次官

平成 23 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金の交付について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「医療施設災害対策緊急整備費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 23 年 5 月 2 日から適用されることとされたので通知する。

平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設災害対策緊急整備費補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、東日本大震災の影響により、電力不足が見込まれる地域に所在する救命救急センター及び総合周産期母子医療センターについて、安定した電力供給の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成23年5月31日医政発0531第4号厚生労働省医政局長通知の別添「医療施設自家発電設備整備事業実施要綱」に基づいて行われる自家発電設備の整備事業を交付の対象とする。

(交付の対象外費用)

- 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
 - (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - (4) その他、整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所あたり 145,381千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費	2分の1

(交付の条件)

6 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、

かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 国庫補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第9号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成24度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び所管府省）に報告しなければならない。

(12) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

(申請手続き)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、(2)に定める日までに厚生労働大臣に提出することとし、提出に当たっては、都県知事が定める日までに都県知事を経由して行うものとする。

(2) 都県知事は、補助事業者から(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、適正と認めたときは、とりまとめのうえ、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、平成23年9月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、平成23年11月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 都県知事は、7の(1)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都県知事は、厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、補助事業者に対し、第10号又は第11号様式により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の概算払い)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払い計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、第5号様式による平成23年12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、(2)に定める日までに厚生労働大臣に提出することとし、提出に当たっては、都県知事が定める日までに都県知事を経由して行うものとする。
- (2) 都県知事は、(1)の報告書を受領したときは、これをとりまとめるうえ、平成24年1月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第6号様式による報告書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。
- (2) 都県知事は、(1)の報告書を受領したときは、これを審査し、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたる時は、第7号様式による年度終了実績報告書を、平成24年4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

14 都県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定通知があったときは、補助事業者に対し第12号様式により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

15 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

16 特別の事情により、5、7、8、12及び13に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところに

よるものとする。

平成 年度 補助金 調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国		地方公共団体											備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
(項)医療提供体制基盤整備費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(目)医療施設災害対策緊急整備費補助金													

1. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に係る補助金調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助額を（ ）をもって付記すること。
4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第 2 号様式

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設災害対策緊急整備費
補助金国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調（別紙（1）のとおり）
- 4 事業計画書（別紙（2）のとおり）
- 5 添付書類
 - （1）補助対象区域の工事設計図
 - （2）工事仕訳書
 - （3）歳入歳出予算書の抄本
 - （4）その他参考となるべき資料

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都県知事 氏 名

(標 題)

都県内補助事業者から提出された標記申請（報告）書について、関係書類と照合等その内容を審査し適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

(記入上の注意)

標題は、次のとおり記入する。

1. 当初申請のときは、「平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金の交付申請について」と記入する。
2. 変更申請の時は、「平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金の変更交付申請について」と記入する。
3. 事業実績報告のときは、「平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金の事業実績報告について」と記入する。

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金
の変更交付申請について

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた補助金について、
次のとおり交付決定額を変更されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額

変更後の所要額	金	円(A)
既交付決定額	金	円(B)
今回追加交付申請額	金	円(A) - (B)

(一部取消)

2 経費所要額調 (別紙1)

3 事業計画書 (別紙2)

4 添付書類

- (1) 歳入・歳出予算書(見込額)抄本
- (2) その他参考となる書類

経費所要額調

補助事業者名

区 分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	国庫補助 基本額 (G)	国庫補助 所要額 (H)	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
 2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
 3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「国庫補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 5 「国庫補助所要額」欄は、(G)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

事業計画書

事業の名称			区分	費目	面積	単価	金額	備考
開 設 者（設置者）	施 設 名	所 在 地	補助対象外事業分		m ²	円	円	
1 施設の規模及び構造等								
敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）							
事業の種別	（新築、増築、改築の別）							
建物の構造及び面積	建築面積 m ² （ ）造）○階建 延べ面積 m ²			小計				
2 施工状況			合計					
工事の施行方法	（直営、請負の別）		4 財源内訳					
施工期間	着工平成 年 月 日～竣工平成 年 月 日		区分	金額		備考		
3 整備費内訳				円		（内訳）		
区分	費目	面積	単価	金額	備考			
補助対象事業分		m ²	円	円	(1) 国庫補助金			
					(2) 地方債			
					(3) 寄付金			
					(4) その他			
					計			
小計			5 その他参考事項					

(注) 1. 3整備費内訳の「費目」欄は、交付要綱の5（交付額の算定方法）の対象経費に定める各部門に区分して記入すること。
 2. 5「その他参考事項」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権設定の有無を記入すること。

第 5 号様式

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金

補助対象事業の遂行状況報告書

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 12 条の
規定により、別表のとおり報告する。

別 表

事業区分	施設名	所在地

1. 事業施行状況 (平成 年 12月31日現在)

区分	施工面積	工事施行率	金額	備考
自 平成 年 月 日 至 平成 年12月31日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。

2. 工事進捗状況 (平成 年 12月31日現在)

工事名	平成 年				平成 年								
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
設計事務 (100%)												
入札事務 (100%)												
整地工事 (100%)												
基礎工事 (100%)												
〇〇工事 (90%)												

1. 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。

2. 工事名ごとに工事進捗状況（出来高）を%をもって示すこと。

3. 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成（見込）				繰越予定		繰越理由
	平成 年 12月31日現在		年度末現在（見込）		円	%	
エラー!	円	%	円	%	円	%	
(内国庫補助金分)	円						

請負契約額欄の(内国庫補助金分)は、交付決定額を記入すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金
国庫補助金の事業実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）
- 4 事業実績報告書（別紙（2）のとおり）
- 5 添付書類
 - （1）当該事業にかかる歳入歳出決算書（見込）の抄本
 - （2）補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - （3）契約書の写し
 - （4）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
 - （5）補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
 - （6）建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し

別紙(1)

経費所要額精算書

補助事業者名

区 分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 基本額 (G)	国庫補助 所要額 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入済額 (J)	差引過△ 不足額 (J)-(H)=(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

事業実績報告書

事業の名称			区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者（設置者）	施設名	所在地	補助対象外事業分		m ²	円	円	
1 施設の規模及び構造等								
敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）							
事業の種別	（新築、増築、改築の別）							
建物の構造及び面積	（ 造）○階建 建築面積 m ² 延べ面積 m ²			小計				
2 施工状況			合計					
工事の施行方法	（直営、請負の別） 請負の場合 年 月 日 契約		4 財源内訳					
施工期間	着工平成 年 月 日～竣工平成 年 月 日		区分	金額		備考		
3 支出済整備費内訳					円	(内訳)		
区分	費目	面積	単価	金額				
補助対象事業分		m ²	円	円	(1) 国庫補助金			
					(2) 地方債			
					(3) 寄付金			
					(4) その他			
					計			
小計			5 その他参考事項					

(注) 5 「その他参考事項」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入し、抵当権を設定したことがわかる資料（登記簿の写し）を添付すること。

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金

年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条
後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助 基本額	補助金額	事業費支 払い実績 (見込)額	事業 進捗率	補助金 受入額	事業費	補助金額	着手年月 日	完了予定 年月日	
	円	円	円	円	%	円	円	円			

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があった医療施設災害対策緊急整備費補助金について、医療施設災害対策緊急整備費補助金交付要綱6.(10)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

特例民法法人名 _____

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円(A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		%(B / A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金交付決定通知書

補助事業者名

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第

179号） $\left\{ \begin{array}{l} \text{第6条第1項の規定により、} \\ \text{第6条第3項の規定により、修正のうえ、} \end{array} \right\}$

平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号もって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都県知事 氏 名 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、

$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり} \\ \text{次のとおり} \end{array} \right\}$ である。

- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 この補助金は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 13 に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 2 3 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金交付決定
(交付決定一部取消) 通知書

補助事業者名

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 2 3 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都県知事 氏 名 印

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 2 3 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は、

{ 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり } である。
{ 次のとおり }

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		

補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
(今回減少額)		

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 2 3 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金交付額確定通知書

補助事業者名

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 2 3 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命じられたので、併せて通知する。

平成 年 月 日

都県知事 氏 名